

## 倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

**第1条** 一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下、「この法人」という。)は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

**第2条** この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

**第3条** この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

職員(以下、役職員という。)は以下のことに留意して行動しなければならない。(ア)国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント(いやがらせ)を行わないものとする。

(イ)この法人は、平等な雇用機会を提供するとともに、この法人の役員及び職員等に対し、最大限の能力を発揮できる健全な職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

### (法令等の遵守)

**第4条** この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

### (私的利益の禁止)

**第5条** この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

**第6条** この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

### (特別の利益を与える行為の禁止)

**第7条** 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、資産の譲渡、貸付け、役務の提供、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

### (情報開示及び説明責任)

**第8条** この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

### (個人情報保護)

**第9条** この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

### (研鑽)

**第10条** この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

**(規程遵守の確保)**

**第11条** この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

**(改廃)**

**第12条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則**

この規程は、令和8年1月29日から施行する。